

## イギリス公共サービス デジタル化の背景

カタパルトス一プレックス

## ちょっと宣伝 | カタパルトスープレックスとは

海外のイノベーションに関する情報やツールを日本で広げるプロジェクトです。ブログマガジン『<u>カタパルトスープレックス</u>』と無償のイノベーションツールボックス『<u>カタパルトスープレックスラボ</u>』とイノベーションサービスデザインの『<u>カタパルトスープレックスラボ</u>』を展開しています。

# CATAPULT SUPLEX

### デジタル政府に関するイギリスでの大まかな流れ

#### 国民の知る権利に関する法整備 (2000年まで)

2000年に制定された"<u>Freedom of Information Act</u>"で国民の知る権利を制定。公共機関、国有企業、公共サービスに携わる特定機関は国民の情報提供の要求にこたえるなければいけないと定める。同年、電子政府戦略-government A STRATEGIC FRAMEWORK FOR PUBLIC SERVICES IN THE INFORMATION AGE"が発表される。

#### デジタル時代にあった情報基盤整備 (2001年から現在)

2001年にUKonline.gov.ukが立ち上がり、各省庁の情報の入り口としてのポータルサイトとして機能する。また公共サービスをオンラインで受けるためのユーザー登録サービスとしてGovernment Gatewayもリリース。2004年に独自コンテンツを含むDirectgovに置き換わる。2012年に各省庁の独自サイトに分散されていた全てのコンテンツおよびサービスを集約し、一貫性のあるエクスペリエンスとするため近V.UKに移行。デザイン思考、サービスデザイン、アジャイルなどモダンなアプローチを採用。

#### 情報からサービスへ転換するための認証基盤整備 (2011年から現在)

2011年にオンラインで公共サービスを受けるためのユーザー登録システ<u>Government Gateway</u>を公開。2016年に認証サービスのGOV.UK Verifyをリリースしたがデジタル公共サービスでの採用はあまり進んでいない<u>ソアルタイムの統計</u>)。

## CATAPULT SUPLEX

#### 国民の知る権利に関する法整備 (2000年まで)

2000年に制定されだ<u>Freedom of Information Act</u>で国民の知る権利を制定。公共機関、国有企業、公共サービスに携わる特定機関は国民の情報提供の要求にこたえるなければいけないと定める。同年、電子政府戦略-government A STRATEGIC FRAMEWORK FOR PUBLIC SERVICES IN THE INFORMATION AGE"が発表される。

イギリスはヨーロッパの中で比較的情報公開は遅れていた。 最初は地方自治体レベルの情報公開から始まった。

地方自治体レベルでの情報公開

Local Government (Access to Information) Act

1994年に指針が発表され流が、法律になるのは機密情報の扱いを定めた後、2000年まで待たなければいけなかった。

国民の知る権利

Freedom of Information Act

国レベルでの情報公開

Code of Practice on Access to Government Information

個人情報など

**Data Protection Act** 

1985 - - - - - - - 1990 1991 1992 1993 1994 1995 1996 1997 1998 1999 2000

#### CATAPULT SUPLEX

#### デジタル時代にあった情報基盤整備 (2001年から現在)

2001年に立ち上げられたUKonline.gov.ukは基本的には各省庁につながるポータルとしての位置付け2004年には単なるリンク集ではなく、 ユーザーを中心に(やりたい事を中心に)に再構築しわirectgovに移行。ただし、独自の技術を使っていて検索の利便性が悪いなどの批判が あった。そこで2011年に新たなビジョンを策定してGOV.UKに移行。デザイン思考、アジャイル、リーンスタートアップなどモダンなアプローチで ユーザー中心のデジタル公共サービスを再構築中。

一方でデータの公開は進んでいなかったため、新聞社のardianが"Free Our Data"キャンペーンを展開するなど、多くの批判を集めた2009 年に Tim Berners Lee卿とNigel Shadbolt教授を招き、オープンデータの方向性についての意見を求める。のちに二人はオープンデータに関 する非営利団体であるODIを設立し、イギリス政府も資金援助をする。2010年にOpen Government License (OGL)を策定し、データの権利に ついての課題を解決し、2011年にdata.gov.ukをリリースした。

#### 一貫して内閣府内に責任部署を設立

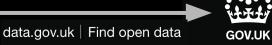
Office of the e-Envoy

E-Government Unit

**Government Digital Service** 















2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2001

## CATAPULT SUPLEX

#### 情報からサービスへ転換するための認証基盤整備 (2011年から現在)

#### イギリスにおける公共サービスを受ける ID番号(日本のマイナンバーのようなものはない)

まず、前提としてイギリスには日本におけるマイナンバーやアメリカの社会保障番号がない。それに近いものNtational Insurance Number (NINo) で保険の他に税金の支払いなどにも利用されている。しかし、これは身分証明のために作られたものでなく、実際にイギリスでの公共サービスで公共サービスでは複数のDが使われている。

#### 統一したIDがない前提でどうやって一貫性のあるデジタル公共サービスを作るか

2001年からはじまるイギリスの電子政府戦略としてJKonline.gov.ukとともに立ち上がったのがオンラインで公共サービスを受けるためのユーザー登録システムであるGovernment Gateway。初期はMicrosoftのIEでしか動かなかったため、批判を呼ぶ。2011年からより一貫性のあるエクスペリエンスをデジタル公共サービスで提供することを目的に認証基盤の構築を始め2016年にGOV.UK Verifyとしてリリースする。しかし、GOV.UKのデジタル公共サービスでの採用はまだ進んでなく、置き換えるはずだったGovernment Gatewayの方がまだ利用サービスは多い。

認証基盤

**IDAP** 





# CATAPULT SUPLEX